

川俣事務所 かわら版 No. 1 1 1 (2025.1)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

労働者死傷病報告などが電子申請義務化 ～令和7年1月1日～

令和7年1月1日から、労働基準監督署に提出する次の書類について、企業規模に関係なく、電子申請することが義務化されました。

- ① 労働者死傷病報告
- ② 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医選任報告
- ③ 定期健康診断結果報告
- ④ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ⑤ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ⑥ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ⑦ じん肺健康診断管理実施状況報告

厚生年金保険養育期間中の標準報酬月額の特例について

子どもが3歳に達するまでの養育期間中、短時間勤務や残業をしないなど標準報酬月額が低下することがあります。

標準報酬月額が低下すると、将来の年金額に影響してしまいますので、これを防ぐために、年金額の計算においては、その子どもの養育前の標準報酬月額を基礎にする措置がとれます。この措置を適用させるためには、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を日本年金機構に提出する必要がありますが、手続には次の2つの書類の添付が必要です。

- ① 戸籍謄（抄）本（申出者と子の身分関係の確認）
- ② 住民票謄本（申出者と子の同居確認等）

この添付書類について、①の戸籍謄（抄）本については、令和7年1月1日より、事業主がこれを確認した場合は「事業主確認済」として添付が不要になりました。

また、②の住民票謄本については、従来から、申出者と子のマイナンバーを記入することで不要になります。

該当する方については、担当職員がご連絡しますが、ご不明な点などございましたら、ご連絡ください。

離職票のマイナポータルでの受け取りについて

ハローワークでは、令和7年1月20日より離職票（正式には雇用保険被保険者離職票）について、手続完了後、自動でマイナポータルに送付される仕組みを選択できるようになります。

このマイナポータルでの受け取りについて、第一に事業主が電子申請で雇用保険手続を行う必要がありますが、そのほかに、離職者ご本人がマイナポータル上で「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行う必要があります。

離職者ご本人が希望して、離職票をマイナポータルで受け取るようになりますので、事業主には事業主控えのみが送られてくることになります。

